

重要事項説明書

重要事項説明日	平成 年 月 日
---------	----------

1 重要事項説明書の主旨

この「重要事項説明書」は、あなたが利用しようと考えている通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）サービスについて、平成11年3月31日厚生省令第37号（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準）第119条、第8条に基づいて、サービス提供の契約締結に際してご注意いただきたいことを説明するものです。

2 事業所の概要

運営法人	医療法人 パテラ会
代表者	理事長 櫻井 明
法人所在地	群馬県利根郡みなかみ町真庭316
電話番号	0278-62-2011
設立年	昭和43年 9月

事業所名	月夜野病院 通所リハビリテーション
管理者	櫻井 明
事業所所在地	群馬県利根郡みなかみ町真庭316
電話番号	0278-62-6317
ホームページ	http://moon-hp.or.jp
介護保険指定番号	1010510061

3 運営方針

- (1) 当院では、通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画に基づいて、利用者様が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行い、利用者様の心身の機能の維持回復を図ることに努めます。
- (2) 当院では、利用者様の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者様に対し身体拘束を行いません。
- (3) 当院では、関係市町村、地域包括支援センター、介護保険施設、居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。
- (4) サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者様又はそのご家族様に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに利用者様の同意を得て実施するよう努めます。

4 営業日、営業時間および利用定員

営業日	毎週月曜日～金曜日の5日間（祝祭日、年末年始を除く）
営業時間	営業日の午前8：30～午後5：30
サービス提供時間	
午前	午前 9：00～午前11：40（利用定員 40人）
午後	午後 1：30～午後4：10（利用定員 40人）

5 通常の事業の実施地域

みなかみ町、沼田市、高山村

6 職員体制

職種	常勤専従	常勤兼務	職務内容
医師（管理者）		1人	利用者様の状況に応じた日常的な医学的対応
理学療法士	1人	1人	リハビリテーション全般及び計画の作成
介護職員	2人		リハビリテーションサービスの補助

7 サービス内容

当院の通所リハビリテーション等は、医学的管理のもとに利用者様に対する心身機能の維持回復のため、通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画に基づいて、以下の目的を達成するため訓練等を行います。

（1）目的

ADLの維持回復、QOLの維持回復、その他利用者様の興味関心に関わる状態の改善

（2）訓練等

- ① 運動療法
- ② 物理療法
- ③ 歩行訓練、基本的動作訓練
- ④ 自助具使用訓練
- ⑤ 日常生活動作及び日常生活関連動作に関する訓練
- ⑥ リハビリテーションマネジメント

8 利用料金

- (1) 当院規程の別表1「通所リハビリテーション 及び 介護予防リハビリテーション料金表」をご覧ください。
- (2) 基本料金及び加算料金とは別に利用者様の個人に係る費用について別途請求が発生することがありますのでご了承下さい。

9 利用料の支払い方法

- (1) サービス利用月の利用料の合計額について翌月の10日までに請求書および明細書を交付しますので、その月の末日までにお支払いください。
- (2) 利用料の支払い方法は基本的には当院窓口での現金払いとなりますが、ご相談に応じて当院指定口座への振り込み、当院指定金融機関からの口座引き落としのいずれかを選択することも可能です。
- (3) 利用料の支払いが一定期間以上滞り、当院からのご案内に応じていただけない場合、サービスの利用契約が解除される場合がありますのでご注意ください。

10 緊急時の対応

サービス利用中に利用者様の心身の状態が急変した場合、ご家族、居宅介護支援事業者及び主治医に連絡の上、当院にて速やかに対応いたします。その際、当院では対応できない専門的な医学的対応が必要となった場合は他の医療機関を紹介させていただくことがあります。

11 要望および苦情等の相談窓口

利用者様は利用中のサービスについて要望および苦情等がある場合、下記の窓口にて申し出ることができます。

【 月夜野病院 相談窓口 】

事務長	角田敏康	電話0278-62-2011
通所リハビリテーション	竹渕謙悟	電話0278-62-6317

【 行政機関 苦情受付先 】

みなかみ町役場 町民福祉課 高齢介護グループ
電話 0278-62-2111

沼田市役所 民生部高齢福祉課 介護保険係
電話 0278-23-2111

渋川市役所 保健福祉部 高齢福祉課
電話 0279-22-2111

群馬県国民健康保険団体連合会
電話 027-290-1363

12 守秘義務および個人情報の保護

- (1) 当院の通所リハビリテーション等の職員は、サービスを提供する上で知りえた利用者様およびご家族様等の個人情報の取り扱いについて、月夜野病院個人情報保護マニュアルに基づき、その秘密を守ります。
- (2) 当院の通所リハビリテーション等の職員は、職員でなくなった後も永続的に秘密を保持します。
- (3) サービス担当者会議等においてサービスを提供する上で必要な利用者様およびご家族様の秘密を、居宅介護支援事業者および居宅サービス担当者等の第3者に提供することがあります。
 - イ) サービス担当者会議において参加者への利用者様およびご家族様の状況説明
 - ロ) 訪問・通所介護職員等へ助言する際の利用者様の心身機能・能力の説明
 - ハ) 主治医等への利用者様およびご家族様の状況説明
 - ニ) 福祉用具事業者および住宅改修事業者への利用者様の心身機能・能力の説明
 - ホ) 市町村等の行政職員等の要請に対する利用者様およびご家族様の状況説明
 - ヘ) その他、利用者様およびご家族様の秘密についてサービス提供を円滑にするために必要となった場合

13 サービスを利用するに当たっての留意事項

当院の通所リハビリテーション等の利用に当たって以下の事項について留意されま
すようよろしくお願い致します

- (1) 施設内および敷地内での飲酒・喫煙はご遠慮下さい。
- (2) 設備・備品の利用は、他の利用者の迷惑にならないように利用して下さい。
- (3) 設備・備品の利用は、本来の用法に従ってご利用下さい。それに反した利用により破損等が生じた場合、弁償いただく場合があります。
- (4) 金銭・貴重品等は、必要以上は持ち込まず、また利用者様自らの責任において管理して下さい。
- (5) 衛生管理、食中毒防止の為、弁当等の持ち込みはご遠慮下さい。
- (6) 施設内での「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」はご遠慮下さい。
- (7) 送迎場所に遅れた場合は送迎サービスを受けられない場合があります。
- (8) 入浴介助サービス、食事の提供は行っておりません。

付則

この重要事項説明書は、平成 28 年 10 月 1 日より施行する。

重要事項の説明および 個人情報の取り扱いについての同意書

平成 年 月 日

当院が提供する通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）サービスの利用申し込みの際に、サービス利用についての重要事項の説明およびサービス利用中の個人情報の取り扱いについて説明を致しました。

事業者 医療法人 パテラ会 月夜野病院
所在地 群馬県利根郡みなかみ町真庭 3 1 6

代表者 理事長 櫻井 明 印

事業所 月夜野病院 通所リハビリテーション

説明者 印

私は、事業所の説明者よりサービスに関わる重要事項および個人情報の取り扱いについて説明を受けました。また、重要事項の内容および個人情報の取り扱いについて同意するとともに、サービスの利用を申し込みます。

[利用者] 住所 _____
電話番号 () _____

氏名 印 _____

[代理人] 利用者様との続柄 _____

住所 _____
電話番号 () _____

氏名 印 _____